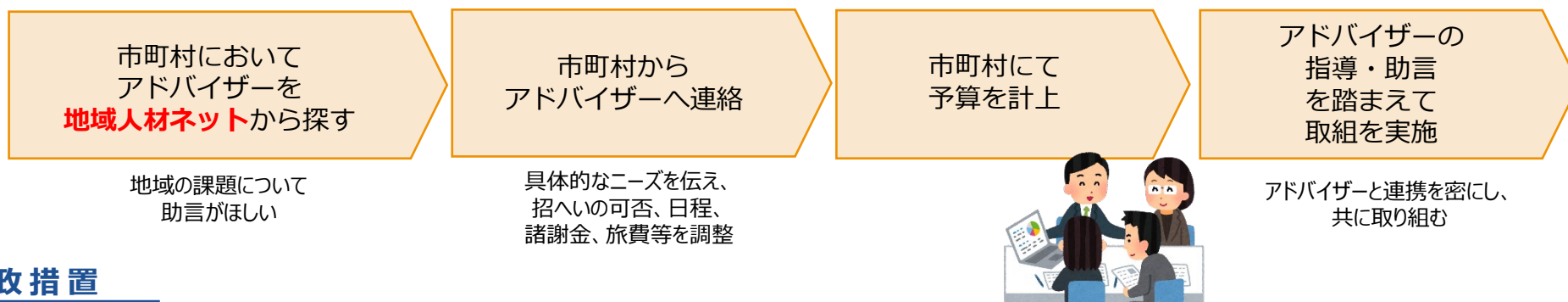




地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

アドバイザー派遣の流れ



財政措置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件

活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ**10日以上招へい**し、取組を実施
- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
 - 1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー 1 人につき最大 3 年間招へい可能）
 - ・ 民間専門家活用（**610万円／年**）
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
 - ・ 先進自治体職員（240万円／年）
謝金は対象外

アドバイザー活用事例

POINT

- 様々な分野の専門家をリストアップ
- 招へい経費について、最大（**610万円／年**）を特別交付税で措置
- 活用事例として、指導・助言によるワインコンクールでの受賞や、起業塾開講による多数の地域開業者の輩出、地域交通の利用者増など成功事例多数

活用事例集は
こちら→



外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度 令和8年度制度改正について（特別交付税措置の拡充）



令和8年度より、地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税措置について、措置期間を拡充するとともに、物価高騰の影響を踏まえ、対象経費の上限額の引き上げを実施する。

併せて、アドバイザーへの謝金（報償費）については、国の謝金単価を上限とする。

1. 特別交付税措置期間の拡充

- 地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税の措置期間について、
これまで1市町村当たりの活用期間を最大3年間としていたところ、
3年活用済の市町村においても、異なるアドバイザーを活用する場合、新たに3年間活用を可能とする。
(アドバイザー1人につき最大3年間活用可能)

2. 特別交付税措置対象経費の上限額の引き上げ

- 民間専門家活用の上限額の引き上げ
【R7】1市町村当たり590万円／年 ⇒ 【R8】1市町村あたり610万円／年
- アドバイザーへの謝金単価の上限の設定
謝金（報償費）単価の上限を国の諸謝金等使用基準（9,300円／時）とする。

地域力創造アドバイザー取組内容分類

(1) 「まち」の魅力の維持・向上		(参考) 地域力創造Gの主な施策
1. 地域資源を活用した地域経済循環	地場産品発掘・販路開拓、6次産業化、経営資源の引継（事業承継等）・起業支援、地域中核企業等の支援に取り組む	ローカル10,000、分散エネ、シェアエコ
2. まちなか再生	中心市街地活性化、空地・空家・空きビル・空き店舗等対策、商店街活性化に取り組む	中活ソフト事業
3. 生活機能の維持	地域医療・福祉、地域交通、集落機能の確保に取り組む	集落支援員、地域運営組織、定住自立圏
4. 環境保全・SDGs	分散型エネルギーシステム、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策に取り組む	分散エネ、地域運営組織
5. 防災減災・危機管理	建築物耐震化・長寿命化、地区防災計画、BCP、避難所運営、感染症対策に取り組む	地域運営組織
(2) 「ひと」の流れの創出・「ひと」を育てる		(参考) 地域力創造Gの主な施策
6. 観光振興・交流	DMOとの連携、インバウンド対応、民泊・農泊の推進に取り組む	地域おこし協力隊、地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャー、企業版ふるさと納税（人材派遣型）等
7. 関係人口の創出・拡大	滞在・活動の場づくり、地域と関係人口の協働に取り組む	関係人口、ふるさとワーホリ、サテライトオフィス、子プロ 等
8. 移住・定住促進	起業・事業承継等の支援、空地・空家対策、地域おこし協力隊の推進に取り組む	ふるさとワーホリ、移住・交流情報ガーデン、地域おこし協力隊、サテライトオフィス、特定地域づくり 等
9. 少子化対策、子ども・子育て支援	結婚・出産・子育て支援、働き方改革、子どもの貧困対策に取り組む	地域運営組織、子プロ、シェアエコ
10. 地域づくり人材の育成・教育	人材研修、ふるさと教育、地域と教育機関の連携（高校魅力化・域学連携等）に取り組む	人材塾、特定地域づくり事業協同組合
(3) 共通基盤、横串の手法・取組		(参考) 地域力創造Gの主な施策
11. 自治体経営イノベーション	財政マネジメント（公共施設管理・公会計整備）、官民連携（PPP／PFI）、自治体間連携、多様な関係者間の連携、住民参加に取り組む	地域運営組織、地域プロジェクトマネージャー、企業版ふるさと納税（人材派遣型）
12. シティプロモーション・地域PR	地域ブランディング、メディア活用、効果の把握・評価に取り組む	（地域力創造アドバイザー）

- 1 都道府県や市区町村と連携・協力して、地域活性化を推進し、地域内外から高い評価を得ていること
- 2 地域活性化の取組のモデルとなる先進的な事例において中核的な役割を担う人材、またはその取組みを支援した外部専門家であること
- 3 現地での継続的な指導・助言が可能であり、幅広いノウハウ等を提供できること
- 4 特定の専門分野だけでなく地域おこし全般に貢献できること

アドバイザー活動時の留意事項

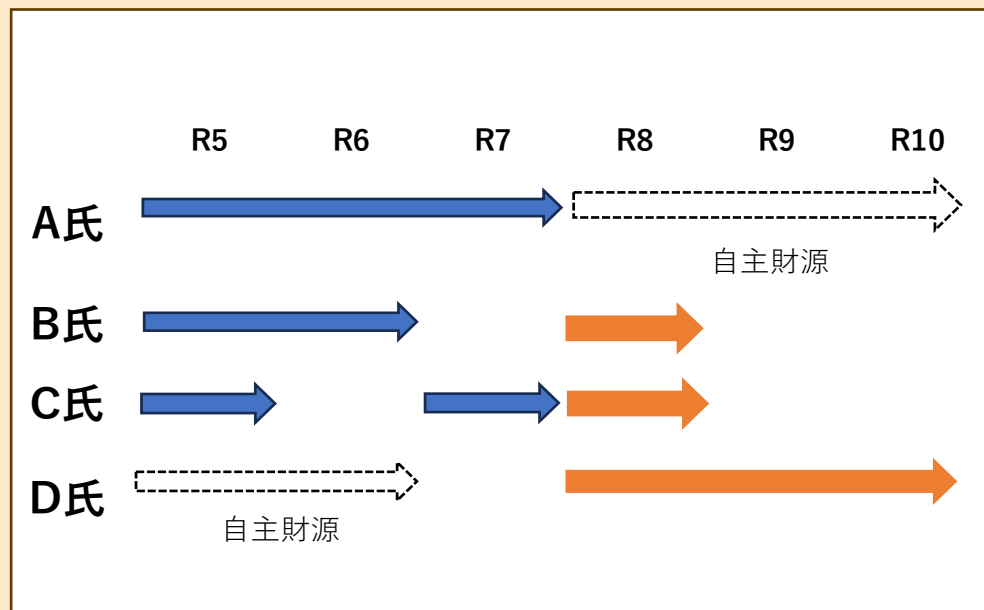
- 公序良俗に反する行為や当該制度の信用失墜に当たる行為を行った場合は、登録を削除いたします。
- 総務省シンボルマークの使用は認めておりませんので、名刺やHPにおけるシンボルマークの使用はご遠慮ください。
- 直近3年以内に地域力創造アドバイザーとしての活動（自治体が招へいし、活動後に自治体から当室へ活動内容を報告）がなかった場合、原則、登録を削除させていただきます。

よくあるご質問

Q. 措置期間について、3年活用済の市町村においても、異なるアドバイザーを活用する場合、新たに3年間活用を可能とあるが、どのような場合が該当しますか。

A. 以下の図のとおりです。

3年活用済の市町村（例）



- A氏：R8以降は措置対象外
(自主財源における招へいは可能)
- B氏：2年活用済、残り1年活用可能
- C氏：2年活用済、残り1年活用可能
- D氏：3年活用可能。
(自主財源は特別交付税措置のカウントに含めない)

よくあるご質問

Q. 同年度に複数人のアドバイザーを招へいすることは可能ですか。

A. **可能です**。ただし、財政措置の「年度内に10日以上」の招へいという要件は各アドバイザーに満たしていただく必要があります。

また、1市町村当たりの上限額は610万円であり、招へい人数に応じて増額はされません。

Q. 財政措置の要件について、「10日以上」とありますが、日数に含める条件等がありますか。

A. **各日3時間以上**の活動があれば日数に算入可能です。

オンライン対応も日数に算入可能ですが、本制度の趣旨である地域独自の魅力や価値を向上させる取組となるよう、できるだけ現地で指導・助言を行い、市町村とアドバイザーとで密にコミュニケーションをとってください。

なお、謝金（報償費）は1日8時間を上限としていますので、ご留意願います。

Q. 制度を活用するにあたっては、総務省に事前申請は必要ですか。

A. 事前に総務省への申請等は**不要**です。

(参考) 令和7年度地域力創造アドバイザー制度の活用実績

令和7年度地域力創造アドバイザー活用分野

